

# 松岡満運輸 SNS<sup>1</sup>運用規程

## 1. 目的

本規程は、松岡満運輸株式会社 Facebook<sup>2</sup>のアカウント及び Instagram<sup>3</sup>（以下、「松岡満 SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

## 2. 基本方針

松岡満 SNS は、当社の事業、取組み、行事の更新情報等を発信することを通じ、利用者に当社の理解を深めていただくとともに、主にお客様の利便性を高めることを目的とする。

また、松岡満 SNS は、当社からの情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わず、意見・問い合わせについては、当社ホームページ窓口 (<http://www.matsuokaman.jp/contact/>) において受け付ける。

## 3. 運用方法

松岡満 SNS では次の情報を発信することとする。

- ・当社ホームページに掲載する情報を中心に、お知らせしたい情報
- ・松岡満 SNS に関する情報
- ・各種勉強会、研修会のレポート、状況報告
- ・社内イベントや活動の状況
- ・当社サービス内容の情報
- ・人材募集、採用情報
- ・その他当社に関連する地域やお客様のニーズの高い情報や周知する必要のある情報

## 4. 対応時間

原則として平日 9 時 00 分～17 時 00 分とする。

ただし、この時間帯以外の投稿・編集・削除は必要と判断された場合は可能とする。

---

<sup>1</sup> SNS (social networking service ソーシャルネットワーキングサービス) とは人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。ネット上に自分の履歴書や載せ、共通の趣味を持つ他の会員とメッセージをやり取りし交友を広げられる。(2012年9月6日 朝日新聞 朝刊 2経済より引用)

<sup>2</sup> Facebook とは 2004 年に米国で開設された世界最大級の SNS。

<sup>3</sup> Instagram とは Facebook, Inc が提供している無料の写真共有アプリケーション。日本では略して「インスタ」とも呼ばれることもある。Facebook との連携機能に強みがあり、利用者データの共有や Facebook と同じターゲット広告の仕組みを持つ。

## 5. 知的財産権

当ページのコンテンツ（テキストメッセージ、写真、イラストを含みます。）の知的財産権は松岡満運輸株式会社に帰属するため、無断での使用、複製または転載することを禁じる。ただし、当ページ掲載記事に対する「いいね!」、「シェア」機能については、自由に使用できるものとする。

## 4. 免責事項

- ・松岡満 SNS の掲載情報の正確性については万全を期しているが、利用者が松岡満 SNS の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- ・当社は、利用者により投稿された松岡満 SNS に対する、コメント等について一切責任を負わない。
- ・当社は、松岡満 SNS に関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は当社に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当社に対して著作権等を行使しないことに同意したものとす。

## 5. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他の利用者、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・当社の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当社の発信する内容に関係ないもの

・その他、当社が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

#### 6. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は当社ホームページに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

#### 附則

本規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

令和元年 7 月 1 日 1. 目的に Instagram 追加

以上